

令和8年2月3日
あんしん少額短期保険株式会社

令和8年1月21日からの大雪の係る災害救助法の適用について

第2報～第5報

この度の令和8年1月21日からの大雪により、生命または身体に危害を受けられた皆様には心よりお見舞い申し上げます。1月29日の第1報に引き続き第5報まで対象地域が拡大いたしましたので、お知らせいたします。

弊社では、災害救助法適用地域で被災されたご契約者の方からお申出を頂いた場合、以下の特別なお取扱いをいたします。

1. 保険料のお払込みについて

保険料をお払込み中のご契約で、この度の災害によりお払込みが困難になった場合、保険料のお払込みを猶予する期間を最長6カ月間延長いたします。

2. 保険金・給付金の簡易迅速なお支払について

お手続に必要な書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取扱いをいたします。

3. 災害救助法適用地域及び適用日について

適用地域	適用日
【青森県】	
青森市、弘前市、黒石市、五所川原市	1月29日
むつ市、つがる市、平川市、東津軽郡今別町	同上
蓬田村、外ヶ浜町、西津軽郡鰺ヶ沢町	同上
北津軽郡板柳町、鶴田町、上北郡野辺地町	同上
西津軽郡深浦町	1月30日
中津軽郡西目屋村、南津軽郡藤崎町、大鰐町	2月2日
田舎館村、北津軽郡仲泊村、上北郡六ヶ所村	2月2日
【新潟県】	
小千谷市、魚沼市	2月2日
長岡市	2月2日

【お問合せ先】

お客様相談室 通話無料 0120-685-336

受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

以上